

# 令和6年度 広島市子育て世帯住替え促進 家賃補助事業 ～住宅団地への住替えを支援します！～



住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、子育て世帯の住替えを促進するため、空き家に入居するための家賃の一部を補助します。

## 【募集期間】

**令和6年5月15日(水)～令和6年12月27日(金)まで**

**※予算の範囲内で先着順**

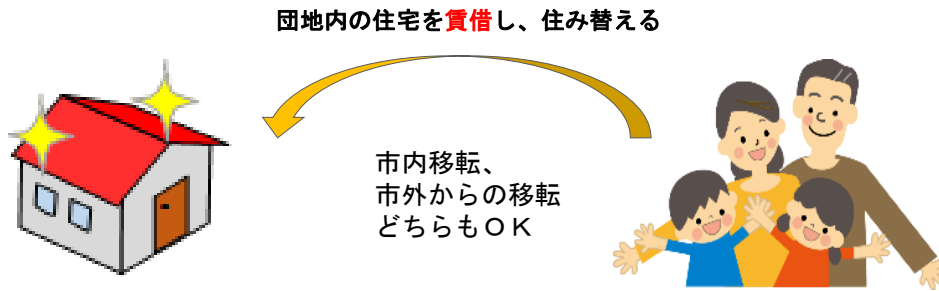
## 事業の概要

小学生以下の子(出産予定を含む。)がいる子育て世帯が空き家を賃借し入居する場合に、家賃の一部を補助します。

※補助対象となる空き家は、「空き家活用計画書」に記載されている住宅に限ります。

なお、補助対象であるかは、広島市ホームページの「補助対象住宅問い合わせフォーム」又は、下記申請方法等の【申請・問合せ先】にお問い合わせください。

※「空き家活用計画書」とは、住宅団地の町内会等の自治組織が作成する、住宅団地における空き家活用の目的や空き家の情報等について記載したものをいいます。



## 補助内容

- ① 補助額 : 家賃の2分の1 (上限額2万円/月)
- ② 補助期間: 最長24ヶ月
- ③ 補助金の交付

補助金は、前期(4月から9月分)と後期(10月から翌年3月分)に分け、年に2回交付します。

## 補助対象となる住宅

- ① 住宅団地\*内にある戸建て住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)で、居住又は使用されたことがあるものであること。  
※事業の対象となっている住宅団地(空き家活用計画書が提出されている住宅団地)の詳細は、広島市ホームページ「住宅団地における住替え促進事業」で確認することができます。
- ② 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅(公営住宅、住宅供給公社及び都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅及び官舎等の給与住宅を除く。)であること。
- ③ 3か月以上居住されていない住宅であること。
- ④ 空き家活用計画書に記載されている住宅であること。

## 補助対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 賃貸借契約を締結し、補助対象となる住宅（親族が所有する住宅を除く。）に居住していること（契約日から半年以内の者に限る。）。
- ② 小学生以下の子ども（出産予定を含む。）がいる世帯の世帯主であること。
- ③ 補助対象となる住宅に継続して2年以上居住する意思があること。
- ④ 補助対象となる住宅がある住宅団地における地域活動に参加する意思があること（町内会・自治会への加入など）。
- ⑤ 区市町村税を滞納していないこと。
- ⑥ 世帯構成員全員が暴力団員等でないこと。
- ⑦ この補助金の交付をこれまでに受けたことがないこと。
- ⑧ 生活保護による住宅扶助や、他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。

## 提出書類

1 申込み時 申込書を提出してください。

2 申請時 次の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 居住者がいない期間を確認することができる書類
- ③ 賃貸借契約書の写し
- ④ 世帯構成員全員の住民票の写し（補助対象住宅に居住していることが分かるもの）
- ⑤ 母子健康手帳の写し（出産予定者の場合に限る。）
- ⑥ 納税証明書（区市町村税を滞納していない旨の証明書）
- ⑦ 町内会・自治会への加入を証する書類
- ⑧ 住宅手当支給証明書

3 請求時 年に2回、次の書類を提出してください。（前期分を9月、後期分を3月に請求してください。）

- ① 補助金交付請求書
- ② 家賃支払証明書
- ③ 活動実績報告書

## 申請方法等

申込書を広島市都市整備局住宅政策課に持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出、もしくは広島市ホームページの「申込みフォーム」から申請してください。

申込書の様式は、住宅政策課で配布しています。また、広島市ホームページからもダウンロードできます。

【申請・問合せ先】

広島市 都市整備局 住宅政策課 計画係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎5階

TEL：082-504-2292（直通） FAX：082-504-2308

電子メール：jutaku@city.hiroshima.lg.jp

## 補助金の継続申請について

最初に補助金交付決定通知を受けた年度の次の年度も継続して補助金の交付を希望される場合は、毎年5月1日から6月30日までの間に継続申請書に必要な書類を添えて提出してください。

# 広島市子育て世帯住替え促進家賃補助事業の流れ

町内会等が「空き家活用計画書」を住宅政策課に提出

